

御嵩町公告契約第33号

下記の業務について、事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、御嵩町契約規則(昭和39年御嵩町規則第7号)第2条及び第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年7月16日

御嵩町長 渡辺 幸伸

1. 入札に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 仕様書番号 | 御教文委 第7-16号 |
| (2) 委託名 | 重要文化財願興寺本堂修理工事記録誌作成業務委託 |
| (3) 履行等場所 | 御嵩町他 |
| (4) 委託概要 | 重要文化財願興寺本堂修理工事記録誌作成に関わる業務を行い、契約期間内に「重要文化財願興寺本堂修理工事記録誌」を納めること。 |
| (5) 履行期間 | 契約締結の日 から 令和9年4月30日 まで |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 低入札調査価格 | 無し |
| (8) 最低制限価格 | 無し |
| (9) 内訳書の提出 | 不要 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 入札方法 | 【郵便入札】
入札書類は、期限までに(1)又は(2)の方法で提出ください。
(1) 持参する場合：総務課財政係窓口まで
(2) 郵送する場合：一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
※上記以外の方法での提出は無効となります。
※委任状は不要です。
郵便入札の詳細については、入札の心得(郵便入札)、郵便入札の手引き、及び郵便入札封筒記入例を必ずご確認ください。
(町 HP > 事業者の方 > 入札情報 > 入札・契約関連書式ダウンロード) |
| (12) 契約方法 | 本契約は原則、電子契約にて行います。 |

2. 入札参加資格

業種及び総合評定値	・御嵩町競争入札参加資格者名簿(物品委託)に登載されていること
業務実績に関する条件	・文化財関連の記録誌、または国又は地方公共団体史誌(以下「記録誌等」という。)の受注実績を5件以上有すること。
配置技術者等に関する条件	該当なし
事業所の所在地に関する条件	該当なし
設計業務等の受託者等	該当なし
その他の条件	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領(平成4年訓令甲第8号)に基づく資格停止期間中でないこと。 (3) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。 (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。 (6) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年訓令甲第41号)」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。
参加資格確認書類(落札候補者のみ)	落札候補者となった者は、以下の書類を期日までに提出すること。 ・事後審査型条件付き一般競争参加資格確認申請書(業務委託等) ・営業所等の状況調書(登録外の営業所等での申請の場合のみ必要) ・業務履行実績調書 ・記録誌等の実績が分かる契約書等の書類の写し5件分

3. 担当課

区分	担当課名	電話番号	所在地
入札担当課	御嵩町総務部総務課財政係	0574-67-2111(内線 2306)	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239-1
業務担当課	御嵩町教育委員会 生涯学習課文化振興係	0574-67-2111(内線 3040)	

4. 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和7年7月16日(水) 午後4時から 落札決定した日まで	御嵩町ホームページからダウンロード
質疑の受付	令和7年7月16日(水) 午後4時から 令和7年7月22日(火) 正午まで	ホームページ上の入力フォームによる方法
回答書の閲覧	回答対応したものから順次、御嵩町ホームページにて	
入札参加申請	令和7年7月25日(金) 午後4時必着	入札担当課宛て郵送又は持参 (業務委託等条件付き一般競争入札参加申請書)
入札書提出受付期限 【郵便入札】	令和7年8月4日(月) 午後4時必着	方法等は、「1. 入札に関する事項(11)」のとおり
開札	令和7年8月5日(火) 午前9時30分 から	御嵩町役場本庁舎2階
落札候補者の参加資格 確認書類提出	令和7年8月7日(木) 午後4時まで	入札担当課まで持参又は郵送

※質疑の受付(町 HP > 事業者の方 > 入札情報 > 入札に係る質問方法について)

5. 入札参加資格の事後審査に関する事項

- (1) 開札後、落札決定を保留し、入札参加者のうち予定価格と低入札調査価格又は最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、入札参加資格確認に必要な書類(以下「確認申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う。
- (2) 確認申請書等は、指定された期日までに発注者に提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格を有する者が、当該入札日(開札)までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加できないものとする。
- (4) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札(開札)日の前日までに御嵩町総務課に理由を記載した書面を提出すること。

6. その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、上記入札日程のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日とする。(電子入札にあつては、電子入札システムによる。)
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。
- (4) 関係様式は、御嵩町ホームページからダウンロードするか、御嵩町総務課窓口で配布を受けること。

以上